

平成16年 第2回(定例) 壱岐市議会会議録(第7日)

議事日程(第7号)

平成16年6月30日 午前10時00分開議

日程第1	議案第21号	壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の制定について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第2	議案第22号	壱岐市印鑑条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第3	議案第23号	壱岐市手数料条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第4	議案第24号	壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第5	議案第25号	平成16年度壱岐市一般会計予算について	予算特別委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第6	議案第26号	平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第7	議案第27号	平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第8	議案第28号	平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第9	議案第29号	平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第10	議案第30号	平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第11	議案第31号	平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第12	議案第32号	平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第13	議案第33号	平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第14	議案第34号	平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第15	議案第35号	平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第16	議案第36号	平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第17	議案第37号	平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決

日程第18	議案第38号	平成16年度吉崎市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第19	議案第39号	平成16年度吉崎市病院事業会計予算について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第20	議案第40号	平成16年度吉崎市水道事業会計予算について	建設常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第21	議案第41号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第22	議案第42号	長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第23	議案第43号	長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第24	議案第44号	長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の増加及び規約の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第25	議案第45号	長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の減少について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第26	議案第46号	長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う組合規約の変更について	厚生常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第27	議案第47号	長崎県町村土地開発公社定款の変更について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第28	議案第48号	過疎地域自立促進計画の策定について	総務文教常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第29	議案第49号	財産の無償譲渡について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第30	議案第50号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第31	議案第51号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第32	議案第52号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決
日程第33	議案第53号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業経済常任委員長報告・原案可決 本会議・原案のとおり可決

日程第34	請願第1号	「吉岐公立病院に人工透析室の設置」を求め るための請願	厚生常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第35	陳情第5号	非核・平和吉岐市宣言の制定についての陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第36	陳情第6号	長崎県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制 度の抜本改正を求める陳情	総務文教常任委員長報告・不採 択 本会議・不採択
日程第37	陳情第7号	国の財政再建優先の「三位一体改革」でな く、地方分権のための地方税財政改革を進め る意見書採択を求める陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第38	要請第1号	「地方分権を確立するための真の三位一体改 革の実現」に関する対応についての依頼	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第39	発議第10号	「非核・平和都市」宣言に関する決議につい て	原案のとおり可決
日程第40	発議第11号	地方分権を確立するための真の三位一体改革 の実現を求める意見書の提出について	原案のとおり可決
日程第41	吉岐公立病院建設調査特別委員会中間報告について		委員長報告
日程第42	委員会の閉会中の継続調査の件		原案のとおり決定
日程第43	発議第12号	公立病院用地・都市計画税・今営住宅建設に 係る調査特別委員会設置について	否決
日程第44	議員派遣の件		原案のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第7号に同じ)

出席議員(60名)

1番	菊田 光孝君	2番	町田 光浩君
3番	小金丸益明君	4番	深見 義輝君
5番	坂本 拓史君	6番	今西 徹也君
7番	平尾 典子君	8番	町田 正一君
9番	今西 菊乃君	10番	市山 和幸君
11番	田原 輝男君	12番	長島 清和君
13番	山下 澄夫君	14番	豊坂 敏文君
15番	富田 邦博君	16番	山下 正業君
17番	立石 和生君	18番	坂口健好志君
19番	中村出征雄君	20番	橋本 早苗君
21番	立川 省司君	22番	鵜瀬 和博君

23番 中田 恭一君	24番 東谷 伸君
25番 馬場 忠裕君	26番 久間 進君
27番 小園 寛昭君	28番 眞弓 倉夫君
29番 大久保洪昭君	30番 山内 道夫君
31番 江川 漣君	33番 大浦 利貞君
34番 榊原 伸君	35番 長岡 末大君
36番 酒井 昇君	37番 久間 初子君
38番 浦瀬 繁博君	39番 末永 浩君
40番 倉元 強弘君	41番 横山 重光君
42番 川添 隆君	43番 平畑 光君
44番 吉田 寛君	45番 吉富 忠臣君
46番 佐野 寛和君	48番 永田 實君
49番 森山 是蔵君	50番 山川 峯男君
51番 近藤 団一君	52番 牧永 護君
53番 品川 洋毅君	54番 長山 茂彌君
55番 川谷 力雄君	56番 赤木 英機君
57番 中村 瞳君	58番 入江 忠幸君
59番 立石 一郎君	60番 原田 武士君
61番 深見 忠生君	62番 瀬戸口和幸君

欠席議員（2名）

32番 西村 勝人君	47番 安川 芳一君
------------	------------

事務局出席職員職氏名

事務局長 川富兵右エ門君	事務局書記 松永 隆次君
事務局課長 山川 英敏君	事務局係長 瀬口 卓也君

説明のため出席した者の職氏名

市長	長田 徹君	助役	澤木 満義君
収入役	布川 昌敏君	教育長	須藤 正人君
総務部長	松本 陽治君	市民生活部長	園田 省三君
産業経済部長	末永 榮幸君	建設部長	白川 武春君

消防本部消防長	山川 明君	郷ノ浦支所長	吉永 正司君
勝本支所長	鳥巢 修君	芦辺支所長	立石 勝治君
石田支所長	喜多 丈美君			
教育次長兼教育総務課長				吉富 一敬君
総務課長	米本 実君	企画課長	山本 善勝君
合併プロジェクト室長				堤 賢治君
情報管理課長	大浦 栄治君	財政課長	久田 賢一君
税務課長	浦 哲郎君	市民福祉課長	川畑 文隆君
保護課長	高下 莞司君	健康保健課長	小山田省三君
環境衛生課長	榊崎 精司君	農林課長	山内 義夫君
水産課長	今村 光一君	観光商工課長	西村 善明君
土木課長	長山 栄君	建築課長	酒村 泰治君
水道課長	松本 徳博君	会計課長	浦川 信久君
病院管理課長	上川 孝一君	公立病院事務長	竹下 立喜君
かたばる病院事務長代行				前田 正博君
農業委員会事務局長	...	市山 保信君			
選挙管理委員会書記長兼監査委員事務局長				山口浩太郎君
学校教育課長	長岡 信一君	生涯学習課長	目良 強君
文化財課長	殿川 正孝君			

午前10時00分開議

議長（瀬戸口和幸君） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は60名であり、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

・

日程第1．議案第21号

日程第2．議案第22号

日程第3．議案第23号

日程第4．議案第24号

日程第5．議案第25号

日程第6．議案第26号

日程第 7 . 議案第 2 7 号
日程第 8 . 議案第 2 8 号
日程第 9 . 議案第 2 9 号
日程第 1 0 . 議案第 3 0 号
日程第 1 1 . 議案第 3 1 号
日程第 1 2 . 議案第 3 2 号
日程第 1 3 . 議案第 3 3 号
日程第 1 4 . 議案第 3 4 号
日程第 1 5 . 議案第 3 5 号
日程第 1 6 . 議案第 3 6 号
日程第 1 7 . 議案第 3 7 号
日程第 1 8 . 議案第 3 8 号
日程第 1 9 . 議案第 3 9 号
日程第 2 0 . 議案第 4 0 号
日程第 2 1 . 議案第 4 1 号
日程第 2 2 . 議案第 4 2 号
日程第 2 3 . 議案第 4 3 号
日程第 2 4 . 議案第 4 4 号
日程第 2 5 . 議案第 4 5 号
日程第 2 6 . 議案第 4 6 号
日程第 2 7 . 議案第 4 7 号
日程第 2 8 . 議案第 4 8 号
日程第 2 9 . 議案第 4 9 号
日程第 3 0 . 議案第 5 0 号
日程第 3 1 . 議案第 5 1 号
日程第 3 2 . 議案第 5 2 号
日程第 3 3 . 議案第 5 3 号
日程第 3 4 . 請願第 1 号
日程第 3 5 . 陳情第 5 号
日程第 3 6 . 陳情第 6 号
日程第 3 7 . 陳情第 7 号
日程第 3 8 . 要請第 1 号

議長（瀬戸口和幸君） 議案審議を行います。

日程第 1、議案第 2 1 号 老岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の制定についてから
日程第 3 8、要請第 1 号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現」に関する対応に
ついての依頼まで、3 8 議案を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長か
ら報告を求めます。

まず、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、お願いします。赤木議員。

予算特別委員長（赤木 英機君） 予算特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 3 条の
規定により報告します。

議案第 2 5 号 平成 1 6 年度老岐市一般会計予算については、原案のとおり可決。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、総務文教常任委員長の報告を求めます。総務文教常任委員長、お
願いします。長岡議員。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査
の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 1 0 3 条の規定により報告します。

議案第 2 1 号 老岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の制定について、審査の結果、
原案可決。

議案第 2 4 号 老岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について、審査の結果、
原案可決。

議案第 4 1 号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少に
ついて、原案可決。

議案第 4 2 号 長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及
び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更について、原案可決。

議案第 4 3 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少について、原案可決。

議案第 4 4 号 長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の増加及び規約の変更につい
て、原案可決。

議案第 4 7 号 長崎県町村土地開発公社定款の変更について、原案可決。

議案第 4 8 号 過疎地域自立促進計画の策定について、原案可決。

委員会審査報告書、本委員会に付託された陳情及び要望を審査した結果、次のとおり決定した
ので、会議規則第 1 3 8 条の規定により報告します。

陳情第 5 号、付託年月日平成 1 6 年 6 月 1 6 日、件名非核・平和老岐市宣言の制定についての

陳情、審査の結果、採択、措置としましては、決議案を提出いたします。

陳情第6号、付託年月日平成16年6月16日、件名長崎県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正を求める陳情、審査の結果、不採択、付記としまして、陳情第6号についての不採択の理由は、現下の経済状況の中、最低賃金を画一的に引き上げることは問題であり、個々の雇用者の判断にゆだねることが相当である旨の意見でありました。

陳情第7号、付託年月日平成16年6月16日、件名国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情、審査の結果、採択、意見書の提出をいたします。

要請第1号、付託年月日平成16年6月16日、件名「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現」に関する対応についての依頼、審査の結果、採択、意見書を提出しますが、陳情7号及び要請第1号については、同様の趣旨のものであり、意見書(案)については統一したものととして提出することに決定いたしました。

以上。

議長(瀬戸口和幸君) 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。厚生常任委員長、お願いします。品川議員。

厚生常任委員長(品川 洋毅君) 委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

議案第22号壱岐市印鑑条例の一部改正について、原案可決。

議案第23号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。

議案第26号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第27号平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算について、原案可決。

議案第28号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について、原案可決。

議案第32号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算について、原案可決。

議案第33号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について、原案可決。

議案第34号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について、原案可決。

議案第35号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算について、原案可決。

議案第36号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、原案可決。

議案第39号平成16年度壱岐市病院事業会計予算について、原案可決。

議案第45号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の減少について、原案可決。

議案第46号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う組合格約の変更について、原案可決。

以上です。

次に、本委員会に付託されました請願につきまして審査いたしました、その結果を、会議規則136条の規定により報告します。

請願第1号、付託年月日、平成16年6月16日、件名「壱岐公立病院に人工透析室の設置」を求めるための請願、審査の結果、採択すべきものといたしました。以上、措置として、市長へ送付すべしとなっております。

以上で報告を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。産業経済常任委員長、お願いします。52番、牧永議員。

産業経済常任委員長（牧永 護君） 委員会審査報告、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告いたします。

議案第37号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について、原案可決。

議案第38号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について、原案可決。

議案第49号財産の無償譲渡について、原案可決。

議案第50号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。

議案第51号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。

議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。

議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。建設常任委員長、お願いします。永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 委員会審査報告書、本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記、議案番号、件名、審査の結果、順序に報告いたします。

第29号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について、原案可決。

第30号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算について、原案可決。

第31号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算について、原案可決。

第40号平成16年度壱岐市水道事業会計予算について、原案可決。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） これから各委員長の報告に対する質疑を行います。日程第1、議案第

21号から日程第33、議案第53号までと日程第34、請願第1号から日程第38、要請第1号まで、38議案に対し一括して質疑を行います。

なお、ここで申し上げておきますが、委員長の報告に対する質疑は審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので、御参考までに申し上げておきます。

質疑ありませんか。45番、吉富議員。

議員（45番 吉富 忠臣君） 順序はいいですね。議案25号につきまして赤木委員長にお尋ねをいたします。

この予算の中で、私も一般質問をしたわけですが、127ページの自給肥料供給施設整備工事の件ですが、この件につきましては、合併特例債を充ててあるということで私も一般質問をしたわけですが、委員会の中身につきまして、どういう過程があったのかを知りたいと思います。

それから、これ全般的なことですが、燃料費につきまして、一般会計に約5,000万ほどの金額が取りまとめたら上がってきておるようでございます。この入札の方法とか、あるいは中身につきましては、重油、軽油、ガソリンあるいはプロパンガス等があるわけですが、そういったところの業者との入札の中身につきまして、どういうふうな方法でやっていらっしゃるのか、そこら辺の経過もお願いをいたします。

もう1点でございますけれども、教育費の方で、211ページに社会教育費で19節に青少年健全育成ということで280万の補助金が出ております。この中身につきましては、私が承知しておりますところでは、壱岐郡を代表して島外へ子供たちが代表として行かれるときの補助金だということをお承知しております。どういうふうな判定をいたしますか、補助金をやる中身について、その3点をお尋ねをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員長、赤木議員。

予算特別委員長（赤木 英機君） 吉富議員にお答えいたします。

この自給肥料供給センターと申しますのは、旧勝本が計画をなされた施設でございますが、その財源については、特例債を充てるというようにお聞きいたしておりますが、

それと、もう1点は……

（「燃費ですね。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 燃料の入札方法についてです。

（「三島の方ですか。」と呼ぶ者あり）

（「いや、燃費全体のことなんです。」と呼ぶ者あり）

議長（瀬戸口和幸君） 燃料全般の入札方法についてのようです。

（「燃料については、入札の過程はどういうふうになっておるのかということです。」と呼ぶ

者あり)

(「これは議長、暫時休憩していただきまして、参考までに執行の方からしていただいても結構ですが。休憩していただいて、参考として。」と呼ぶ者あり)

議長(瀬戸口和幸君) ということは、委員会で質疑がなかったということですかね。

(「そうです。質疑ございませんでしたので。」と呼ぶ者あり)

議長(瀬戸口和幸君) それで、委員長としては答える何がないということですね。

(「はい。」と呼ぶ者あり)

議長(瀬戸口和幸君) 教育、社協の関係は。社会教育の関係。211ページ。

(「211ページも この方も選考基準については検討をいたしておりません。以上ですが、ただ、その燃料の入札の件につきましては審議がございませんでしたので、何でしたら休憩していただいて、執行の方から、本来執行で答弁はできないようになっておりますが、もしどうしても吉富議員がお聞きになりたいとなれば。三島の方の、郷ノ浦支所の方はお聞きしましたが。」と呼ぶ者あり)

議長(瀬戸口和幸君) わかりました。燃料の関係と教育の関係につきましては、後ほど議運で検討したいと思います。45番、吉富議員。

議員(45番 吉富 忠臣君) 今委員長さんのお答えで大体理解できるわけでございますけれども、ここで休憩をいただいて御説明はできないものですかね、そこら辺はいかがでしょうかね。

議長(瀬戸口和幸君) ここで休憩します。

午前10時25分休憩

.....
午前10時27分再開

議長(瀬戸口和幸君) 再開します。

ほかに質疑ありませんか。49番、森山議員。

議員(49番 森山 是蔵君) 議案の39号壱岐市病院事業会計予算についてお尋ねをします。

この中で医療費の未収金というのが多額に上っておりますが、これをもし不能欠損する場合には、今2通りの考え方があるように思っております。で、これ3年と5年で期間がありますけれども、これをどのような期間に御協議なされたか、もしありましたらお教えを願いたいと思っております。

議長(瀬戸口和幸君) 厚生常任委員長、品川議員。

厚生常任委員長(品川 洋毅君) 未収金の件につきましては、診察後、入ってくるのは2カ月後でございます。したがって、これは不能欠損するのは妥当ではないと思って、その点検討いたしました。

議長（瀬戸口和幸君） よろしいですか、49番、森山議員。

議員（49番 森山 是蔵君） いや、それはわかります。が、これやっぱり徴収するのに大変だと思っんですよね。もし不能欠損した場合にどのような処分されるのかというお尋ねをしたわけです。なければそれでいいんです。

議長（瀬戸口和幸君） 厚生常任委員長、品川議員。

厚生常任委員長（品川 洋毅君） そこまで踏み込んだ議論はいたしておりません。これが経過と結果でございます。

議長（瀬戸口和幸君） よろしいですか、森山議員。ほかに質疑ありませんか。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 議案25号について、審議の内容を、の要点をお尋ねしたいと思いますが、予算書の236ページの、いわゆる債務負担行為の中での公立病院敷地の無償提供と我々は思っておりましたところ、それが1万8,000平米全額新市の債務負担行為で計上されている問題について、先般質問もいたしました。委員会の審議の中ではどういう内容であったのか、委員長にお尋ねをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員長、赤木議員。

予算特別委員長（赤木 英機君） その件につきましては、先般質問もなされたようでございますが、当委員会では、その他、13款の諸支出金、1項の普通財産取得費、それから1目の土地取得費は、壱岐公立病院建設にかかわるものであり、この件については旧郷ノ浦町で用地を取得し、無償提供するとなされていたにもかかわらず、壱岐市にそのまま債務が引き継がれたのであります。

そういうことで、8款土木費7項住宅費2目住宅建設費の今宮住宅建設工事に係る分については、発注の不手際による工事の遅延問題がありますし、以上の2件については、別途特別調査委員会が設置され、事実関係の確認がなされる予定でございますので、その方にゆだねることいたします。

本委員会においては可決されたものでありますが、当然のことながら予算の執行に当たっては慎重かつ適切な取り扱いをお願いいたしたいと思うわけでございますので、よろしゅうございましたでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 1万8,000平米のうち、谷口ツタエさんの分をのけたあとの買収費用が債務負担行為の金額として上がっておりますのは、9,996万1,000円という約1億円の土地代を郷ノ浦町が責任を持って処理しなければいけない分が新市に持ち込まれたというのは、少なくともこれは島民として許される問題じゃないわけで、先日調査特別委員会の設

置もお願いしておりますが、この問題は一般会計特別委員会で審議をされた過程の中で、原案を認められたというのは、これはもうやむを得ない事情かとも思いますが、少なくとも1行政体が4町で構成する広域圏市町村組合の理事者及び議会をも欺いて、それはすなわち、島民に対する詐欺行為であったというのは明確な事実であります。この問題は、後日調査委員会の設置もできるようでありますので、十分審議をしていただいて、その結果を島民に報告する義務があると、そういうふうに思います。

質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 51番。議案の25号について、今行財政改革が叫ばれておる中で、人員の削減、人件費の抑制です、全般的なことですけども、人件費の抑制ですね、この中で平成16年4月に基本給ベースでどの程度職員の賃上げが行われたのかですね。

それと、もうとにかくここ何年ですね、いろいろ問題になっておりますわりの制度あたりがどういふふうに改善されていったのか、委員長のわかる範囲でお聞きをいたします。してないならしないで構いません。

それと、39号、病院事業の件ですが、医師の処遇改善とか招聘について何らかの突っ込んだ議論がなされたかのかどうかをちょっとお聞きをいたします。

それと、議案第48号ですね、過疎地域の自立促進の件ですが、一応15、16年度ですけども、目標にしたものに近づいていってるのか、その辺の議論をされたのかどうか。それと、例えばメインとなる事業はこれだというようなものが、15年度はこれだ、16年度はこれだ、費用はこれだというようなことが、もしもこの議案の審議の中で委員長が把握されてる分があればお教えを願いたい。

以上、3点でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員長、赤木議員。

予算特別委員長（赤木 英機君） 近藤議員の質問にお答えいたしますが、そのわたり制度、それまた昇給の件に関しては、委員からは質問は出ておりません。

議長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員長、品川議員。

厚生常任委員長（品川 洋毅君） 医師の処遇の問題ですかね、このことにつきましては、特別に内容まで踏み込んだ審査はいたしておりません。といいますのは、後日、きょうこれができましたら、閉会中の病院の管理運営状況の申し出をいたしております。そういった中でも検討をしてみたいと、このように思って、特別には医師の処遇、招聘の問題についてはあえていたしておりません。

議長（瀬戸口和幸君） 総務文教委員長、長岡議員。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） 51番、近藤議員にお答えします。

第48号の過疎地域自立促進計画は、過去4町の分が集約されて苓岐市になったものですから、これが上がっておりますので、それ以上の審議はいたしておりません。

議長（瀬戸口和幸君） 51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 48号ですけども、4町、今委員長の報告は4町と言われましたけど、15年度の分については、まだ4町別々のものですから、その辺はどうなりましたのか、その辺をちょっとお聞きをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 総務文教委員長、長岡議員。

総務文教常任委員長（長岡 末大君） 委員からはそれらしき問題が出なかったものですから、審議はしておりません。

議員（51番 近藤 団一君） 終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。52番、牧永議員。

議員（52番 牧永 護君） 建設委員長にお尋ねしたいと思います。

下水道事業減免に対する審議の経過をお尋ねいたします。旧郷ノ浦町下水道は加入率が非常に低いことから、加入促進対策として苓岐市公共下水道事業受益者負担金に関する条例を制定し、第7条の2の適用をし、減免をされたわけでございますけど、旧郷ノ浦町等の説明会では、下水道条例11条の3で、処理区域内にくみ取り便所が設けられている建築物を所有する者は、3年以内に改造し、公共下水道に連結しなければならないというような説明を受け、遵守された町民が公的減免を受けた人以外で100件程度加入されたわけでございます。中には一括完納が大変だということで、現在も分割して納付されている方もいられます。いずれにしましても、市民間平等でなければならぬわけでございます。減免措置と早期加入者の整合性について審議されましたか、お尋ねしたいと思います。

また、審議されていなかったら、今後、早期加入者との対策も含めて御審議を願いたいと思いますけど、委員長の御意見を伺いたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 建設常任委員長、永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 52番議員にお答えいたします。

答えになるかどうか、審議したかということでございますので、十分とは言いませんけれども、審議をしまっておりまして、やはり下水道事業は旧郷ノ浦町だけの事業であったかと思っておりますし、この加入率は、非常に北部処理区、それから中央処理区、非常に加入率が悪うございまして、平均しますと48%ぐらいじゃないかなと。

加入率が非常に低迷しておるということはまぬげないと思っており、事実でございます。今後やはり苓岐市になっておるわけですので、やはり市民に平等な負担、そして、平等な補助的なも

のを行っていくのは今後のあり方ではないかなというふうに協議をしたわけでございます。

今後加入率の推進については、やはりそうした、いわゆる負担金の問題等々を解決をしながら、加入率のいわゆるアップにつなげたらということ審議をしたわけでございます。

なお、小型合併浄化槽との補助率、それから負担の問題等々も旧郷ノ浦町ではいろいろありましたけれども、これも今後市として市民に平等に負担をしていくということで執行部も答弁をいただいておりますので、今後この加入率等々については努力をしていただくように執行部の方にもお願いをしておりますし、委員としてもやはりそうした啓蒙をする必要があると思っております。

ほかに何かありましたかな。（「早期加入者との整合性で今後考えられておるか」と呼ぶ者あり）やはり今申し上げたように、いわゆる下水道と、それから小型合併浄化槽とのいわゆる負担の問題が以前出ております。やはりこの問題は、今度市としてやっぱり解決していく、いわゆるそれがこれからの加入率の上昇にもつながるのではないかとということ協議をしたわけですので、ぜひそのようにしていきたいというふうに執行部にもお願いをいたしております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 牧永議員。

議員（52番 牧永 護君） 私が申し上げたのは、非常に、普通なら減免措置というのは、早期加入者等に減免措置をして加入促進をするわけでございますけど、今回は入らなかった人に減免措置、ややもすると、今度はまた入らない人には補助金また、補助金の上乗せまでして入ってくれて頼まれるんじゃないかと市民は思われますんで、早期加入者と減免措置との整合性を今後協議していただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 建設委員長、永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 下水道にいわゆる早期加入された方と今から加入される人の整合性、これも今後やはり合併をしたわけですから、壱岐市としていろいろまた協議をして、そういうことが起こらないような市民に体制を整えていくように努力をいたしたいと思っております。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。24番、東谷議員。

議員（24番 東谷 伸君） 予算特別委員長と、そして建設常任委員長にお伺いいたします。

これは議案第25号に関する内容で、33ページ、住宅費補助金の内容で今宮団地の駐車場などの補助金が出ておりますが、で、今私が確認するところによりますと、建築確認がまだ県からも出ていないのではなからうかと。一応この件について、非常にこの住宅、公営住宅事業建設の

補助金についての、このままこれ執行できるかどうか私は疑問が残ります。

したがって、その内容について、今宮団地の件について常任委員会で審議されたのかどうか、そしてまた、この中には入っておりませんが、建設常任委員会でももしかか審議されたかもしれませんので、その内容があればお伺いしたいと思います。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 建設委員長、永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 24番議員にお答えをいたしたいと思います。

この今宮団地の問題については、委員会に付託は受けておりません。ただ、建設常任委員としての勉強会といいますか、いろいろその内容について建築課長から説明がございまして、その内容的なものは委員さん方はお聞きになったかと思っております。

やはりこの建築許可ですが、おりてないので云々ということですが、これも建築課長の話では近日中におりるのではないかと。そして、場所については、一応今のこうした問題の場所じゃなくて、一応移行して建設をするというふうにお聞きをいたしております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） 予算特別委員長、赤木議員。

予算特別委員長（赤木 英機君） 24番議員にお答えいたします。

この件につきましては、今一番関心持たれている問題でございまして、執行の方にもただしましたところ、御案内のように、着工しなくてはいけないものでございます。そういうことで、予算をつけていただく努力をするという答弁をいただいております。

議長（瀬戸口和幸君） 24番、東谷議員。

議員（24番 東谷 伸君） 一応執行部の方の答弁においては、旧郷ノ浦町時代においても、建設許可においては、近日中に入るだろうということで二、三カ月も延びましたし、で、今回の建築確認においても、すぐ、近日中におりるだろうというふうな答弁であったと伺っておりますが、ここにおいては信憑性が余りないと思われま。

したがって、やっぱりこれは建設常任委員会において、このところ、今後特別委員会が提案されるかもしれませんが、建設常任委員会においても、そのところをやっぱり勉強会ではなくして、協議を重ねていただきたいと思います。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 建設委員長、永田議員。

建設常任委員長（永田 實君） 今24番議員の質問でございます。やはり所管は建設常任委員会と思っております。そういうことからして、今後執行部とよく協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑がないようですので、日程第1、議案第21号から日程第33、議案第53号までと日程第34、請願第1号から日程第38、要請第1号まで、38議案に対する質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

日程第1、議案第21号壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の制定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第21号壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の制定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第21号壱岐市立石田図書館の設置及び管理に関する条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第22号壱岐市印鑑条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第22号壱岐市印鑑条例の一部改正については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第22号壱岐市印鑑条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第23号壱岐市手数料条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第23号壱岐市手数料条例の一部改正については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第23号壱岐市手数料条例の一部改正については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第24号壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第24号壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第24号壱岐市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例の廃止については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第25号平成16年度壱岐市一般会計予算について討論を行います。21番、立川議員。討論は登壇してお願いします。

議員（21番 立川 省司君） さきに予算委員長の方から報告がありましたけれども、私は住民の代弁者として反対討論を行います。

合併の目的は、行政の効率化を図るとともに財政改革を実現することにあるわけです。合併後の壱岐市においても、平成16年から平成25年までの10年間、これは合併特例債期間であります。この間の長期財政計画を作成するまでは厳しい財政状況を考慮して、事業計画等の極力削減、予算の増加を抑えることが肝要と思います。

平成16年度一般会計においても、各款、項、目とも必要な予算と思われまますけれども、収入面での年々減少する基金の状況、支出面での年々増加する公債費を見ますと、初年度から緊縮財政を目指すべきと思います。予算が組んであるから仕方なく賛成することはできません。特別会計との調整等も考慮し、ぜひとも最大限の減額修正を検討され、実施されることを強く要求いたします。

合併の先進地においても、財政計画の見直し、建設計画も市民の利益、サービス関連を優先して、箱物等は後半へ先送りの事業計画をされております。事業計画等についても大幅な見直し等が実施されていることは研修報告として申し上げておきます。

それから、合併特例債につきましても、いろいろ一般質問等でもありましたように、これは市民全体の利益、サービスに供するものに適用され、地域限定の施設等に利用することには疑問があります。特にこの予算においては、農水省の補助対象外となったためにやむを得ず利用してい

るというふうに聞いておりますが、このように合併特例債を取り崩して使うのではなくて、長期財政計画とあわせて検討すべきと考えます。早急に審議会及び検討委員会の設置を求めて、私の反対討論を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 本案に対する賛成の方の討論を許します。56番、赤木議員、登壇お願いします。

議員（56番 赤木 英機君） 私、特別委員長といたしまして、賛成討論を申し上げます。

と申しますのは、ただいま立川議員が言われましたように、これはだれも等しく皆感じるところでございますが、しかし、それかといって、まだまだ長田市政が先も見えない、まだなられて何カ月、その中で、4町がまた一緒になって何カ月、その中で予算は厳しく組まなければならないとは思いますが、予算というのは、組んだから全部執行してしまうのが予算じゃありません。不要なもの、事業は落としていって、不用額で残していかれると私は思っております。

そういうことで、当委員会といたしましても、慎重に審議いたしまして、ただ、先ほど言われましたように、箱物等はやはり極力抑えていただいて、まずこの壱岐をどのように今後向けるか、この方向づけがまだ出てないわけでございます。1次産業の問題もございまして、いろんな観光の問題もございまして。そういうことで、今後は島民、この異業種の方がみずから英知を結集して、そして行政とともにこの壱岐市を邁進させていかなければならないと、私たちかように思うわけでございますので、この予算については、今年はこれで通していただいて、また先が見えたら、いろんな修正もありましょうし、そういうことでひとつ私は賛成をいたしたいと思っております。

以上。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、本案に対する反対の方の討論を許します。60番、原田議員。

議員（60番 原田 武士君） 質問でも申し上げましたが、平成14年の6月14日に当時の郷ノ浦町長渋谷寛より、町村組合、当時の理事長山口銀矢氏に対して、公文書で無償貸与の申し入れがあったのがこれが示すとおりでございます。したがって、当時の山口理事長は議会に、郷ノ浦町と町村組合議会との貸与計画条文をつくり、議会はそれを承認したわけでありまして。

私たちは、勝本町民に対し、また勝本町議会にもですね、公立病院用地は郷ノ浦町が買い入れ、町村組合に無償提供するようになったという報告をし、この予算書が提出されるまで私たちはそのように理解をしていたわけでございます。

ところが、債務負担行為として、御承知のとおり9,996万1,000円という土地代全額が市に引き継がれているという前代未曾有の奇問、こういうことが、行政の中であってはならないことが事実起きているという問題であります。よって、今後は約1億円の合併による新たな島民の負担がかけられると、こういうことが政治の中で許されてはならない。そういう意味で、私は残念ながら平成16年度の当予算を承認するわけにはいかないということで反対討論をいたした

次第であります。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に対する賛成の方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第25号平成16年度壱岐市一般会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第25号平成16年度壱岐市一般会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は11時15分とします。

午前11時04分休憩

.....
午前11時17分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

次に、日程第6、議案第26号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第26号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第26号平成16年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第27号平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第27号平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第27号平成16年度壱岐市老人保健特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第28号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第28号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第28号平成16年度壱岐市介護保険事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第29号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第29号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第29号平成16年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第30号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第30号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第30号平成16年度壱岐市下水道事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第31号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第31号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第31号平成16年度壱岐市漁業集落排水整備事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第32号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第32号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第32号平成16年度壱岐市老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第33号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第33号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第33号平成16年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第34号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第34号平成16年度壱岐市精神

障害者地域生活支援センター事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第34号平成16年度壱岐市精神障害者地域生活支援センター事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第35号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第35号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第35号平成16年度壱岐市精神障害者福祉ホームB型事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第36号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第36号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第36号平成16年度壱岐市三島航路事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第37号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第37号平成16年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第37号平成16年度壱岐市農業機械

銀行特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第38号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第38号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第38号平成16年度壱岐市芦辺港ターミナルビル事業特別会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第39号平成16年度壱岐市病院事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第39号平成16年度壱岐市病院事業会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第39号平成16年度壱岐市病院事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第40号平成16年度壱岐市水道事業会計予算について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第40号平成16年度壱岐市水道事業会計予算については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第40号平成16年度壱岐市水道事業会計予算については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第41号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第41号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第41号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第22、議案第42号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第42号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第42号長崎県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の増加及び組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う規約の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第23、議案第43号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第43号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第43号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の減少については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第24、議案第44号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の増加及び規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第44号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の増加及び規約の変更については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第44号長崎県市町村総合事務組合を組織する組合市町村数の増加及び規約の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第45号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の減少について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第45号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の減少については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第45号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の減少については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第46号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う組合規約の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第46号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う組合規約の変更については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第46号長崎県離島医療圏組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合を組織する地方公共団体の数の増減に伴う組合規約の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第47号長崎県町村土地開発公社定款の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第47号長崎県町村土地開発公社定款の変更については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第47号長崎県町村土地開発公社定款の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第48号過疎地域自立促進計画の策定について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第48号過疎地域自立促進計画の策定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第48号過疎地域自立促進計画の策定については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第49号財産の無償譲渡について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第49号財産の無償譲渡については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第49号財産の無償譲渡については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第50号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。山下議員。 賛成者がいないようでございますので、このまま続行します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第50号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第50号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第51号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第51号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第51号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第32、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第52号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第33、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、議案第53号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第34、請願第1号「壱岐公立病院に人工透析室の設置」を求めるための請願について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号「壱岐公立病院に人工透析室の設置」を求めるための請願については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、請願第1号「壱岐公立病院に人工透析室の設置」を求めるための請願については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第35、陳情第5号非核・平和壱岐市宣言の制定についての陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号非核・平和壱岐市宣言の制定についての陳情については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、陳情第5号非核・平和壱岐市宣言の制定についての陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第36、陳情第6号長崎県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。陳情第6号長崎県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正を求める陳情については採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立少数です。したがって、陳情第6号長崎県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正を求める陳情については不採択とすることに決定しました。

次に、日程第37、陳情第7号国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立に

よって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。陳情第7号国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、陳情第7号国の財政再建優先の「三位一体改革」でなく、地方分権のための地方税財政改革を進める意見書採択を求める陳情については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第38、要請第1号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現」に関する対応についての依頼についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。要請第1号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現」に関する対応についての依頼については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、要請第1号「地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現」に関する対応についての依頼については委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第39・発議第10号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第39、発議第10号「非核・平和都市」宣言に関する決議についてを上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。35番、長岡末大議員、お願いします。

議員（35番 長岡 末大君） 私、35番、長岡末大が所定の賛成者、57番、中村瞳議員、43番、平畑光議員とともに、「非核・平和都市」宣言に関する決議案を提出いたしますので、御賛同の上、ぜひ可決を賜りますようお願いいたします。

決議案を朗読し、提案にかえさせていただきます。

「非核・平和の都市」宣言に関する決議（案）、世界の恒久平和は人類共通の願望であり、現在、未来を通じて平和で安全な都市づくりを念願する私たち市民は、平和で安全な郷土を築き、子孫に引き継ぐことが今を生きる私たちに課せられた最大の責務である。特に長崎県民は被爆体験をし、核兵器の存在に重大な関心を有している。

世界が対決の時代から協調の時代へと移行している今日、世界平和と人類の恒久的な安全、生

存を保持するためにも、「持たず、つくらず、持ち込ませず」の非核三原則の厳守に努め、核兵器の速やかな廃絶と、紛争と戦争のない世界の実現を強く望むものである。

よって、壱岐市は、この理念達成のため、誇りと責任を持ってここに「非核・平和都市壱岐」を宣言をする。

以上、決議する。平成16年6月30日、長崎県壱岐市議会。

以上であります。

議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっています発議第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第10号については委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 議会で議決を、決議をするのはいいんですが、ちょっと委員長、発案者にお尋ねをいたしますが、やはり理念達成のために、やっぱりもっと行動を起こすべきという気がするわけですよ。それはどういうことかというね、やれその原水爆禁止、日本大会とか世界大会にね、やっぱり議員を派遣をすとか、そこまで踏み込んでこの辺はその議論されたのかどうかお聞きをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 35番、長岡議員。

議員（35番 長岡 末大君） そのこのところの議論はいたしておりません。

議長（瀬戸口和幸君） 51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） ただねえ、こういうものを出すだけじゃなくて、もっとやっぱり行動を起こすべきという気がいたしますが、その辺はいかがですか。

議長（瀬戸口和幸君） 35番、長岡議員。

議員（35番 長岡 末大君） それは今後の取り組みといたします。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第10号「非核・平和都市」宣言に関する決議については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第10号「非核・平和都市」宣言に関する決議については原案のとおり可決されました。

日程第40．発議第11号

議長（瀬戸口和幸君） 日程第40、発議第11号地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出についてを上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。28番、眞弓倉夫議員、お願いします。

議員（28番 眞弓 倉夫君） 私、28番、眞弓倉夫が所定の賛成者、34番、榊原伸議員、22番、鵜瀬和博議員とともに、地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書（案）を提出いたしますので、御賛同の上、ぜひ可決賜りますようお願いをいたします。

これより決議案を読み上げ、提案にかえさせていただきます。

地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書（案）、政府においては、日本経済は回復基調にあるとされているところであるが、本市の地域経済はいまだ回復の兆しは見られず、経済の活性化による地域づくりが喫緊の課題となっている。

しかしながら、平成16年度における国の予算編成は、三位一体改革の名のもとに、本来あるべき国、地方を通ずる構造改革とは異なり、市町村の財政運営の基幹たる財源である地方交付税等の地方一般財源の大幅な削減が行われたが、これは国の財政健全化策に特化されたものと受け取らざるを得ず、地方公共団体の行財政運営の実情を踏まえたものとなっていないことはまことに遺憾である。

特に、平成16年度の税源移譲については、国庫補助負担金の廃止に伴う本格的な税源移譲が先送りされ、命綱である地方交付税等の地方一般財源の削減のみが突出した対策は、本市の行財政運営に致命的な打撃を与え、市民生活及び地域経済に多大な影響をもたらす事態を招来している。

このような中、政府においては、先般の「麻生プラン」に沿った考え方のもとに、去る6月4日には「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定されたところであるが、住民が安全で安心して暮らせる行財政運営が実施できる改革の実現が極めて重要である。

よって、政府及び国会においては、2年目を迎える三位一体改革が地方分権の理念に基づいた真の地方分権改革となるよう、以下の事項についてその実現を強く求める。

1、地方交付税制度については、財源保障及び財源調整の両機能を堅持し、地方の実情等を十分踏まえ、その所要総額を確保すること。特に地方交付税総額は平成15年度以前の水準以上を確保すること。

2、税源移譲については、平成17年度において基幹税による3兆円規模の税源移譲を先行決定し、実施すること。

3、国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿った廃止、縮減を行うとともに、地域の実態を踏まえ、単なる地方公共団体への負担転嫁は絶対行わないこと。

4、三位一体改革に当たっては、全体像と工程表を早急に示し、地方公共団体の意向を十分尊重し、行財政運営に支障が生ずることがないように対処すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成16年6月30日、長崎県壱岐市議会。

なお、提出先は以下のとおりでございます。

以上、終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 12時を過ぎておりますが、本議案の審議終了まで審議を続行したいと思っております。

ただいま議題となっております発議第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第11号について、委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 提出者にお願いですが、こういうものは出しっ放しでなく、逐次検証をしていただけるものかどうかお聞きをいたします。

議長（瀬戸口和幸君） 28番、眞弓議員。

議員（28番 眞弓 倉夫君） 検証は、議会といたしましても、執行部と相まって検証していきたいというふうに思います。

議長（瀬戸口和幸君） 51番、近藤議員。

議員（51番 近藤 団一君） 大まかには4点出ておりますよね、この点、特にお願いをしておきます。

質問を終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 28番、眞弓議員。

議員（28番 眞弓 倉夫君） 特に交付税が減らんように議会ともども頑張りたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑ありませんか。29番、大久保議員。

議員（29番 大久保洪昭君） 簡単なことです。提出議員に間違いを申し上げておきます。

「2年目を迎える三位一体」が、これ「一佐」になっております。それと、全体像の「像」がに

んべんがいると思いますけども、その点を指摘おきたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 28番、眞弓議員。

議員（28番 眞弓 倉夫君） それぞれ修正をしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第11号地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立多数です。したがって、発議第11号地方分権を確立するための真の三位一体改革の実現を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は13時10分とします。

午後0時12分休憩

.....
午後1時10分再開

議長（瀬戸口和幸君） 再開します。

日程第41．壱岐公立病院建設調査特別委員会中間報告について

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第41、壱岐公立病院建設調査特別委員会中間報告の申し出がありますので、許します。原田委員長、お願いします。60番、原田議員。

壱岐公立病院建設調査特別委員長（原田 武士君） まず最初に、資料を提出しておりますが、2枚目の下の区切りの分の「平成16年6月30日」とありますが、これを「29日」に御訂正をお願いいたします。

公立病院の建設につきましては、御承知のように、談合等の情報がありまして、工事契約の締結が少々おくれまして、そして、工事契約が結ばれて工事に現在かかっておるわけでございますが、皆様御承知のように地盤が軟弱なために、予想の計画どおりのボーリングくい打ち込みが計画どおりに行かなくなりまして、後で追加を町村組合議会、当時するように決定をいたしまして、そして、概算で約2,200万程度の追加補正が必要であろうというところまで報告を受けておりましたが、新市に引き継がれまして、建設部で現地の状況、設計、現場の状況等を調査をした

中で、本来本数としては567本必要でありましたが、余りにも経費がかさむので、建設部を中心に調査した結果、約138本をマイナスすることで現在は500本でおさまっております。

そういう関係で、工事全体が約1カ月、くい打ち終了時点で工程どおりより1カ月はみ出していたわけです。で、最終的にきのう建設調査委員会で現場を踏査いたしまして、今1階部分のスラブまですべて完了をいたしております。で、今から来月の26日に2階部分までのスラブを打ち終えるという工程表の中で仕事が進められております。

我々委員会としては一番心配をしておりますのが、工程表どおりにいくかどうかという点でございますが、昨日現在で、1カ月のおくれの中、約10日間を回復しております。したがって、今年の12月ごろまでのうちにはあと20日間ぐらいの軌道修正は工程表の中で実際にはできるものだということで私たちは理解をいたしているわけでございます。

先ほど申しましたように、くいの追加工事の分が2,200万ぐらいかかるだろうという町村組合議会当時の理事者の説明でございましたが、実際には630万円のくい打ち工事追加でおさまっております。

それと、今般議会の中で人工透析に対する請願が住民から出ておりましたが、きのうの特別委員会では、これは町村組合議会の計画段階で人工透析室はつくるということになっておりましたし、現在その方向で、人工透析室は2階部分になりますが、進行をいたしております。

なお、透析器については、当初2台ぐらいを緊急、応急対応として設置するようになっておりましたが、将来は四、五台は確保をしたいと。そして、事務長の報告によりますと、院長自身も外来の透析患者に対する御要望にこたえたいということで、残されております郡医師会との調整を図るべく計画をしてあるようでございます。

で、報告は以上でございますが、報告書はお手元に届けておりますので、十分後で読んでいただきたいというふうに終わります。

これで公立病院建設調査特別委員会の中間報告を終わらせていただきます。

議長（瀬戸口和幸君） ただいまの壱岐公立病院建設調査特別委員会中間報告に対する質疑はありますか。中田議員。

議員（23番 中田 恭一君） 2点ほどお尋ねをいたしたいと思います。

委員会の中で審議されました、まずは工事の増の部分ですね、当初2,200万という、2,200万程度という話を聞いておりましたが、一応630万円程度に縮小をされたということですが、内容を聞いてみますと、567本が138本ぐらい減って、本数がかなり減ったということでございますが、それにしてもかなり金額の差があり過ぎるんじゃないかなという気がいたします。

それと、それに関して、567本あったのを、経費の面だけで簡単に138本落として

500本にして、あとの建物などに影響がないのか、その辺も心配でございますし、それに、このくい打ちの増加の部分が、増加の原因が何で設計段階でわからなかったのかというのが非常に不審な点がございまして、急にふえた原因ですね、設計段階でボーリング調査などを十分行われておると思うんですが、その辺委員会の中で何か御質問なり報告がありましたらお尋ねをしたいと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 壱岐公立病院建設調査特別委員長、原田議員。

壱岐公立病院建設調査特別委員長（原田 武士君） お答えをいたします。

ただ130本減らめたというふうに受け取られがちですが、具体的には、径の、くいの直径が60なのを、径を落として、そして、できるだけ本体部分の下には既定どおりのくいを打ち込んでいき、力のかからないところについては減らめていくという考え方で、建設部長を中心に建設部で検討をされた結果であります。

それと、それにしては割合金額が大きいという点でございますが、御承知のように、くい打ち機が工程の中で1カ月もおくれていますし、大型くい打ち機をさらに1台追加したことによる工事部門の面倒も見なければならぬという事態が起こりまして、その分も勘案されておるといふふうに御理解をいただきたいと思っております。

先ほど申しましたように、組合議会では2,200万程度の追加はやむを得ないと、なぜそれが調査段階でできなかったのかということでございますし、設計者の責任についての質問もありましたが、これは設計者の責任ではなくて、発注側の方で負担をすべき性質のものであるという説明で当時の組合議会も現在の病院建設調査特別委員会でも了解をしているところでございます。

終わります。

議長（瀬戸口和幸君） よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。24番、東谷議員。

議員（24番 東谷 伸君） 一応質問でございますが、当初壱岐公立病院建設に係る特別委員会です、これは建設のみに対する調査をする委員会だと私は思っておりました。で、今こう報告を受けましたら、運営面まで関するその調査報告までされておりますが、私は運営面等におきましては厚生常任委員会で審議した方がいいのではないかと思います、どうでしょうか。

議長（瀬戸口和幸君） 60番、原田議員。

壱岐公立病院建設調査特別委員長（原田 武士君） 運営面と言われるのがちょっと私理解ができにくいのでございますが、御承知のように、設計業者と、それから施工業者、施工業者の中には機械部門、本体機械部門、配管・電気系統機械の3つの部門があるわけですが、きのうもちょっと現場の設計士の話を聞いてみますと、報告はいたしておりませんでした、設計の仕様書どおりに仕事は進められて基本的にはおりますが、よく聞いてみますと、病院の先生方の仕事のしやすいようにという面を、後で失敗がないように、例えば2階部分は、先ほど申しましたように、

7月の26日でスラブが完成、打ち終えるわけですが、2階部分の重要な手術室とか部屋とか、そういうものに対する各医師の要望等を来月の十四、五日までに事務長は病院のそういった追加的なものを取りまとめて設計業者の方に申し入れると。そういう中で仕事が進んでおる関係で、各診療科の具体的な要望が建設にかかわってくるものですから、契約の、大きく言うなら変更と申しますか、そういうものにも通ずるだけに、これは我々としては避けて通れない問題であります。したがって、そういう点を御理解を願えれば幸いです。

以上で終わります。

議長（瀬戸口和幸君） 24番、東谷議員。

議員（24番 東谷 伸君） 一応運営等に関する内容でございますが、2枚目の後ろの方です、一番頭からですが、「また、完成後における病院利用者の利便性を確保するため、交通アクセスについて、路面バスを初めとする諸対策について検討するよう市に対しても申し入れるとともに」とございます。この件については建設とは何ら関係がないのではないかと思います。

議長（瀬戸口和幸君） 60番、原田議員。

壱岐公立病院建設調査特別委員長（原田 武士君） この問題につきましては、厚生委員会で理事者に対して、交通アクセスの早急な対応をとっていただきたいという申し入れがしてあります。で、建設委員会ではそこまでは触れておりません。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 24番、東谷議員。

議員（24番 東谷 伸君） やはり建設常任委員会で付託できる内容と、それ以外の分野においては各常任委員会で審議をしていただいて、今後おのおのそこで議論をしていただいた方が議会あるいは委員会の運営上ベストではないかと思います。

以上で終わります。

議長（瀬戸口和幸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので、壱岐公立病院建設調査特別委員会中間報告を終わります。

日程第42．委員会の閉会中の継続調査の件

議長（瀬戸口和幸君） 日程第42、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業経済常任委員長、建設常任委員長及び壱岐公立病院建設調査特別委員長から、委員会の調査中の事件について、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり委員会の閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり委員会の閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第43・発議第12号

議長（瀬戸口和幸君） 次に、日程第43、発議第12号公立病院用地・都市計画税・今宮住宅建設に係る調査特別委員会設置についてを上程し、議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。60番、原田武士議員、お願いします。

議員（60番 原田 武士君） 病院用地、都市計画税の問題、今宮住宅建設にかかわる調査特別委員会の設置を、小金丸議員、町田議員、眞弓議員、品川議員の同意を得て上程をいたします。

いろいろ市が抱える大きな現在の問題であります。十分なる調査をして、島民の納得のいく状況を1日も早くつくり出すために、皆さん方の設置に対する御賛意をお願い申し上げます。

議長（瀬戸口和幸君） ただいま議題となっております発議第12号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、発議第12号について、委員会の付託を省略することに決定されました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。 質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 質疑がないようですので質疑を終わり、討論を行います。討論はありませんか。27番、小園議員。登壇お願いします。

議員（27番 小園 寛昭君） 私は、本件特別委員会の設置につきましては反対であります。理由を申し上げますので、議員皆様方の御賢慮を賜りたいというふうに思っております。

まず、新公立病院の用地の問題につきましては、平成14年6月の町村組合議会にかかっております。当時の文書を私は再度調査しまして、検討をしてみました。公立病院の用地については、郷ノ浦町が町村組合に貸し付けるという文書がございます。これは用地を譲渡するとか、あるいは用地を提供するというものではございません。土地を貸し付けるということでございます。当時の町村組合議会の皆様は十分その点は御承知だろうというふうに思っております。

ですから、郷ノ浦町が土地を取得をして貸し付けるわけですから、この取得の仕方については郷ノ浦町の先見事項であります。借入金で取得する、あるいは一般財源とする、あるいは基金を

取り崩してする、そのどれを選ぶかというのは郷ノ浦町と町議会が任された問題でございます。そのとおりにこれは処理をされております。ですから、こういった火を見るより明らかな問題を再度調査する必要はない、私はそういうふうにこの点は思います。

次に、今宮団地の件でございますけれども、この件は私も甚だ遺憾な問題だというふうに思っております。しかし、建設常任委員会の閉会中の審査事項になっております。それをまた特別委員会をつくって二重に審査をすると、調査をするというのは全く道理に合わないということで、この点も反対であります。

それから、都市計画税の問題でございますが、これは旧郷ノ浦町で決定した問題でございますが、都市計画税については、都市計画区域を持っているところが必ず徴収しなければならないとはなっておりません。長崎県の状態を見ても、町では都市計画税を徴収しているのは2町だけあります。郷ノ浦町以外のもう1町は町全体が都市計画区域でありまして、異論はないということでございます。郷ノ浦町は、旧武生水地域だけが都市計画区域に指定をされて、町内でもアンバランスがあったということでいろいろ議論ございましたけれども、これも郷ノ浦町時代の問題で町議会で決定をしております。なおかつ、合併協議会の方にもその件については連絡をして、了解を得られているものというふうに思っておりますので、この点も委員会をつくる必要はないと。

以上、申し上げまして、私はこの点については反対であります。

議長（瀬戸口和幸君） 次は、本案に対し賛成する方の討論を許します。60番、原田議員。
議員（60番 原田 武士君） まず最初に、病院敷地の無償貸与の問題でございますが、先般来も申し上げましたが、公立病院の敷地が決まらずに10数年いろいろ紆余曲折があったわけでございますが、最後に町村組合議会で合意に達したことは、郷ノ浦町が自動車教習所の移転先として購入予定をしてありました桜川を提案される時点で、土地代は郷ノ浦町が購入されて、組合議会に無償提供なり貸与なりをお願いしたいということで、そのことを条件に桜川で建設がされたわけでございます。

したがいまして、土地は郷ノ浦町で提供する、平成14年の6月14日に浜村町長及び提出されました無償貸与の公文書の中には、貸付料と、今反対討論者が申されましたが、そういう貸付料の支払い云々の条項はありません。

したがいまして、これは少なくとも公式の議会で構成町の町長が約束をされたことは当然守っていただくのが筋でございますし、そのことを全額市に代金を払わずような行為があってはならないわけで、少なくとも勝本町、芦辺町、石田町ではそういう報告は、当時の議会あるいは理事者を通じて報告がなされていたはずであります、それが第1。

第2点の、都市計画税の問題につきましては、郷ノ浦町で決められたことだからということで

ございますが、今までの議会の議員の発言なり要望なり質問なりを尋ねていく中で、今後我々として考えなければいけない点は、理事者も含めて、今度の質問の中でも個人設置の浄化槽の申請に対する補助率の問題あるいは受益者負担の問題、そういうものが不均衡であるという声、そしてまた、農村漁村集落環境整備事業と公共下水道との同一した考え方、それと、反対論者も言われましたが、都市計画税は、財政的にゆとりのある町村においては1,000分の3の都市計画税の設置をしなくてもいいわけです。しかし、経費の、収入財源の少ない町村、市町村では、受益者負担並びにそういった特別の目的税を設置しなければやっていけないのが現状であります。

ちなみに、平成15年の郷ノ浦町の都市計画税の税収が5,200万、これが廃止されたことによりまして、現在進行しております都市計画税の5,200万は本市の一般財源から繰り込む以外に方法がないわけで、加えて、先ほども論議をされておりましたが、郷ノ浦町の公共下水道工事に参加してある組合員の比率が非常に低い、これを上げるために受益者負担をなくしてはどうかというような意見まで出てきております。そういうやり方で今後壱岐島内の下水道をやっていくなれば、市の財政は破綻いたします。で、今会期中に答弁されまた市長も、浄化槽あるいは農漁村の集落環境整備事業あるいは公共下水道の受益者負担等が、どういう線引きでやれば参加も多くて実際に継続してやれるのか、そういう方向を検討していただきたいという答弁もありました。したがって、そういうものも含めて、今度の調査委員会は調査をする必要があると思います。

そして、3点目の、今宮住宅の問題は、建設委員会も調査をするからということでございますが、正直言って、こういうぶざまな工事発注をする理事者や職員の感覚が私たちには全くわかりません。郷ノ浦町の方は議決をされた問題でもありますから御存じでしょうけれども、私たちは初めてぶつかる問題であります。

したがって、まず基本的には、敷地が完全に町有化された中で工事をやるのが原則でございます。その交渉途中に発注するなんてことは許されてならない行為であります。そういうものも含めて、市長はこれを調査の結果、処分は処分として考えたいという御答弁もあっております。したがって、我々は少なくとも執行部の予算に対する住民から付託されたチェック機関の機能を生かさなければ、議会の存在は非常に難しいというふうに思います。

以上のようなことから、私は調査委員会の設置を議会でぜひ認めていただきたいということで、賛成をするものでございます。よろしくお願いたします。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、本案に対し反対する方の討論を許します。33番、大浦議員。
議員（33番 大浦 利貞君） それでは、反対の立場で討論に参加をいたします。

反対の理由は、要約しますと、まず公立病院敷地に関する問題、これは発議者の主張は経過を無視したものであって、経過を冷静に振り返れば、正しくないということは明らかになる問題であります。

それから、2番目の、都市計画税廃止については、全員協議会等でも話があったかもしれませんが、いかにも受益者負担をなくせというようなことを主張されておりますけれども、これはほとんどない事実誤認であって、これも執行部の説明を素直に聞いておけばすぐにわかる問題であります。

それから、今宮住宅の問題に関しては、これは市長が明言しておりますように、一段落ついたら処分をいたしますということを言っております。経過は調査をするまでもなく明瞭であります。それで、今後の成り行きについては順調に進んでいるというふうに聞いておりますけれども、建設常任委員会で継続調査になっておりますので、そういった注視を、今後どういうふうになるか、それを注視していく必要があると思いますけれども、わざわざ過去の問題について、特別委員会を設けて調査する必要は全くない内容のものであります。

もう少し具体的に申しますと、まず公立病院の問題、原田議員が経過も若干言っておりますので、私も経過も含めて報告したいと思っておりますけれども、まず、現在地に決まる前の時点の問題、これは平成12年ですけれども、各町それぞれの主張がありまして、早く建設場所を決めないといけない事情にありながらなかなか決まりませんでした。そういった中で、古城団地にあります壱岐自動車教習所にするという案が浮かび上がってきました。この発想はなぜ浮かび上がってきたかといいますと、たまたま郷ノ浦町の所有地である敷地の契約、賃貸契約を更新する時期が迫ってたと。それで、この賃貸契約を更新しないで自動車教習所を出ていってもらったら、当然そこに公立病院の建設用地が出てくるという、そういった発想からであります。そして、年も押し迫りました平成12年の12月29日、郷ノ浦町議会では全員協議会を開いてこの問題を協議しましたけれども、契約を更新しない場合は莫大な移転補償を負担せねばなりません。そういったことから、郷ノ浦町は現在地中心を主張しまして、どうしてもこの自動車教習所にするというのであれば、この補償金問題については4町の負担にすべきだという決定をいたしました。その翌日、12月30日、町村組合議会が開かれまして、その結果は、自動車教習所の敷地が郷ノ浦町の所有だから、現在地の公立病院の敷地と交換をします。そのかわり、補償費は郷ノ浦町の負担とするという決定がなされました。

この決定には大きな問題が2つありました。その一つは、民法には審議誠実の原則という大原則があります。こういった土地の賃借契約を貸してる方から更新しない場合、この場合は、今と同程度の場所を確保して営業が継続できるように補償する義務が生じてまいります。これが審議誠実の原則であります。それで、この大原則がある限り、自動車教習所が要求する移転補償費を負担せねばなりません。このときの自動車教習所の要求額は6億でした。そのほかに進入路等を設けるために概算見積もったところ、3億円ぐらいかかると。要するに9億円ぐらいは郷ノ浦町で負担せよという決議だったわけです。

もう一つ大きな問題があります。それは、前の町村組合の規約第10条で、こういった費用負担については、各町の持ち負担をちゃんと定めてあります。この組合規約に定めてある、異なった各町の負担をするときには、これは各町の承認が必要であります。それで、仮に当時の郷ノ浦町長が言ったとしても、それは組合規約に定めてないことを言っているわけですから、郷ノ浦町の議会の承認がなければ発効はしません。

そういったことから、平成12年12月30日の町村組合の決定に対しては、当然郷ノ浦町議会としてはそういった負担はできないということを決めました。それで、このときの町村組合議会の皆さんは、民法の大原則である審議誠実の原則があるということをおぼろげに御存じなかったようです。移転補償については、ただ引き上げてもらう程度の費用負担してもらえばいいという程度の感覚ではなかったのだろうかというふうに考えます。

そういったことで、自動車教習所に公立病院を持つてくるという案は暗礁に乗り上げてしまいました。それがずっと続いたわけですが、事態が進展しないので、平成13年6月11日ですか、郷ノ浦町議会は臨時議会を召集して、こういった町村組合の決定については、町民の理解が得られないという決議をしまして、町村組合の方に提出しております。

そういった中で、事態を打開させるための案として浮かび上がってきたのが、現在地の建設地である桜川の用地だったわけです。このときの決定は、郷ノ浦町が用地を取得をして、造成をして、無償で貸与するという、そういった決定でした。これについては、公立病院の場所を早く決定しなければいけないので、郷ノ浦町は本意ながらこれに同意をいたしました。そういったことで、郷ノ浦町の費用負担で用地を買収して造成することになったわけですが、郷ノ浦町としても自主財源があるわけじゃありません。資金を調達するためには、基金を取り崩すか、借金をするか、どちらかの2つの方法しかないわけです。そういったことで、郷ノ浦町は基金を取り崩すのではなくて、借り入れで賄ったということになります。

そして、その後、合併が決まりました。それで、合併の協定の中でいろいろ詰めていく中で、各町の借金はそのまま新市に持ち込む。同時に、各町の持っている基金もそのまま持ち込むというふうに決まりました。そういったことで、郷ノ浦町もそのとおりにしたわけです。

したがって、これは発議者がおっしゃってる詐欺とか何とかということじゃなくて、合併という事情変更によるものです。それで、こういった取り扱いは、各4町とも取り扱いは皆同じであります。それで、そういったことはもう、経過を振り返ってみれば、わざわざ特別調査委員会を設けて調査する必要は何らないわけです。

それから、都市計画税のその受益者負担の問題についてでありますけれども、都市計画区域は武生水地区になっておりますけれども、この武生水地区の中でも公共下水道に接続できない地域があります。この接続できない地域は下水処理をどうするかといいますと、合併浄化槽で処理す

るしかない。ところが、合併浄化槽で処理をしますと、公共下水道につなぐ人よりも割高になってくる。そうしますと、同じ都市計画税を払っておきながら、下水を処理するのに受益者負担が違ってくるのは不公平じゃないかということになりまして、合併浄化槽を設置する地域の人たちの均衡を保つために、本来の負担のほかにプラス15万という上乗せをして合併浄化槽との関係のバランスをとった。

で、そういうふうやってきたわけですがけれども、今度合併になりまして、合併になりますと、同じ下水道の接続でも、漁業集落排水事業と比較しますと、郷ノ浦町の方がかなり割高になっていると。そこで、この際、郷ノ浦町の合併浄化槽にレベルに合わせよった15万を、せめてこの15万をなくして、漁業集落と同程度のレベルに持っていこうじゃないかということでこの15万がなくなったわけです。

そういった経過で、受益者負担がなくなったとか、とんでもないこれは事実誤認であります。そういった点で、むしろまだ、郷ノ浦町の公共下水道に接続する分はまだ漁業集落に比べて割高になっているわけです。

それから、今宮住宅に関しても、これも発議者がおっしゃっているように、確かにこれは職員の勉強不足であります。そして、それを検証したり、チェックする機能が十分に果たせなかった、これもはっきりしているわけです。それで、それをわざわざ特別委員会を設けて調査する必要もありません。そういった過去の経過というのははっきりしているわけです。

それで、そういったことから、市長も一段落ついたら処分をしますということを明言しているわけです。それで、今後の問題については、順調にいったいるということを聞いておりますけれども、建設常任委員会で継続調査ということをおっしゃっておりますので、これはそちらの方に任せれば十分だというふうに考えます。

以上申しましたように、調査特別委員会を設けたって、これは時間と経費のむだであります。そういった立場から、この問題については反対をいたします。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、本案に対し賛成する方の討論を許します。ほかに討論ありませんか。8番、町田議員。

議員（8番 町田 正一君） 私は、この委員会の設置に関して賛成の意見を述べるものであります。

今、賛成の方から原田議員、それから反対の方から小園議員、大浦議員、2人が発言されました。本当は私たち、町村組合の議員になってない議員は、この公立病院の設置に関する土地の条件に対しては全くわかりません。正直言って、本当はわかりません。議員でありながらわかりませんとかいう言葉を言うこと自体が自分たちの勉強不足で本当に申しわけないと思うんですが、

賛成議員と反対議員の主張は真っ向から対立しています。賛成議員は無償貸与、反対議員は貸し付け、無償貸与と貸し付けというのは、無償貸付というのは全然意味が違います。

私は、いたずらに特別委員会をつくって何でも審査すればいいと思っているわけではありませんが、この経過を明らかにするためにも、短期間でいいから期限を区切って、この委員会の結論を過去にさかのぼって議事録を精査することから始まって、どういう条件で現在の場所に決まったか、あるいはその経過については、私は旧町でも聞いとるところでは、郷ノ浦町が無償貸与をするから現在地に決まったというふうに先輩議員から聞かされました。

ところが、ここに来て、その経過が原田議員の方から疑問が出されて、それも私はなるほどなあとと思って賛成議員に署名いたしました。ただし、これ賛否を問うと言われても、お互いに、小園議員は平成14年6月の町村組合の議事録を参考にされ、同じように原田議員も平成14年6月14日の渋村前郷ノ浦町長より提案された分についての条項を根拠にされています。全くこの時点において対立しているわけです。

私は、短期間でもいいから、いたずらに結論を先に延ばすのではなく、この程度であれば、1回か2回なりの特別委員会の会議を開いて、過去に精査も含めて、私たち議員に、特にこの間の事情を知らない議員にぜひその情報を与えてもらいたいと思う点についてのみ賛成であります。

以上です。

議長（瀬戸口和幸君） 次に、本案に対し反対する方の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 討論がないようですので討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。発議第12号公立病院用地・都市計画税・今宮住宅建設にかかわる調査特別委員会設置の件については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。しばらくお待ちください。事務局、確認してください。

〔賛成者起立〕

議長（瀬戸口和幸君） 起立少数です。したがって、発議第12号公立病院用地・都市計画税・今宮住宅建設にかかわる調査特別委員会設置の件については否決されました。

日程第44．議員派遣の件

議長（瀬戸口和幸君） 日程第44、議員派遣の件を議題といたします。

会議規則第159条の規定により、お手元に配付のとおり関係議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、議員の派遣については可決されま

した。

なお、日時等不明な事項については議長に一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（瀬戸口和幸君） 御異議なしと認めます。したがって、不明な事項については議長に一任することに決定しました。

議長（瀬戸口和幸君） 以上で本日の日程は終了しました。

ここで、長田壱岐市長よりごあいさつの申し出がっておりますので、許します。長田市長。市長（長田 徹君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

私が市政を担当させていただきまして初めての議員定例会でございました、議会の定例会でございました。一般質問も37件ということでございまして、通常では1年分の質問件数ではなかったかなと、このようにも思っておりますが、20日間の期間でございましたが、おかげさまで本日終了日を迎えることができまして、これもひとえに議員皆様方の御協力のおかげと心よりお礼を申し上げます。

また、全議案につきましても議決をいただきまして、重ねてお礼を申し上げるところでございます。本日より新生壱岐市がスタートを切るわけでございます。今会期中にいろいろと御忠言いただきましてこれをこれからの新しいまちづくりに生かしてまいりたいと思っております。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたしまして、閉会のごあいさつといたします。まことにお疲れさまでございました。

議長（瀬戸口和幸君） これをもちまして平成16年度壱岐市議会第2回定例会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午後2時12分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 瀬戸口 和幸

署名議員 今西 菊乃

署名議員 市山 和幸